

富山市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市自主防災組織活動事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、自主防災組織（以下「補助事業者」という。）が行う防災資機材の整備および防災訓練を支援することで、地域防災力の向上を実現することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自主防災組織 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民が自主的に結成した町内会等を単位とする組織をいう。
- （2）防災資機材 災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で市長が必要と認めるものをいう。
- （3）防災訓練 災害に備えて自主防災組織が自主的に行う訓練をいう。

（交付の対象、補助率及び補助上限額）

第4条 市長は、補助事業者が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- （1）防災資機材整備事業
- （2）防災訓練実施事業

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助事業者は、防災資機材整備事業に係る補助金の交付の申請をしようとするときは、富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）見積書の写し
- （4）防災資機材の保管場所の地図

2 補助事業者は、防災訓練実施事業に係る補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業完了後に、富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業実績書（様式第5号）

（2）収支決算書（様式第6号）

（3）訓練写真

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

3 前項の規定による交付の決定及び額の確定については、規則第19条の規定に基づき、規則第5条に規定する交付の決定及び規則第13条に規定する補助金の額の確定の手続を併合する。

4 第2項に規定する交付の決定及び額の確定については、富山市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内に富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請取下書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第8条 補助事業者は、防災資機材整備事業に係る事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市自主防災組織活動事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市自主防災組織活動事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、防災資機材整備事業に係る補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市自主防災組織活動事業補助金状況報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、防災資機材整備事業に係る補助事業を完了したときは、完了後10日以内に富山市自主防災組織活動事業補助金実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第14号）
- （2）収支決算書（様式第15号）
- （3）領収証等の写し
- （4）防災資機材の写真

（実績報告の省略）

第11条 防災訓練実施事業に係る補助金交付手続においては、規則第19条に規定に基づき、規則第12条に規定する補助事業実績報告書の提出を省略する。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、防災資機材整備事業に係る補助金交付手続において、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市自主防災組織活動事業補助金額確定通知書（様式第16号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市自主防災組織活動事業補助金取消決定通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市自主防災組織活動事業補助金返還命令書（様式第18号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 取得財産等のうち規則第18条第2号の規定により、市長が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加額が20万円を超える機械及び重要な器

具とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、市長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ富山市自主防災組織活動事業補助金財産処分承認申請書（様式第19号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）防災資機材整備事業

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
需用費	防災資機材の購入費、修繕代	3 / 4 以内 (千円未満切り捨て)	600,000 円
備品購入費	防災資機材の購入費		

備考

- ア 補助金の交付申請は、1組織において事業計画書の整備計画期間(最長5か年度)で分割し、各年度1回申請することができる。なお、補助金の合計額は、補助上限額以内とする。この分割した申請について、1度の申請という。
- イ 2度目以降の申請は、直近の補助金交付年度から原則2か年度を経過した自主防災組織を対象とする。ただし、災害対応に伴い緊急に防災資機材整備を必要とする場合は、この限りではない。
- ウ 2度目以降の申請は、小学校区および当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織または当該の自主防災組織において、地区防災計画を策定していること又は策定に向けた活動をしていることを要件とする。
- エ 3度目以降の申請は、住民参加型の実動訓練を実施していること又は実施予定であることを要件とする。
- オ 自主防災組織が管轄する区域の一部又は全部が、水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の河川浸水が想定される区域)に含まれている場合は、洪水浸水対策のための防災資機材の整備に要する経費も補助対象とする。洪水浸水対策のための防災資機材とは、排水ポンプやホース、止水版のことをいう。
- カ 自主防災組織が管轄する区域の一部又は全部が、富山県が指定する津波災害警戒区域に含まれている場合は、津波対策のための防災資機材の整備に要する経費についても補助対象とする。津波対策のための防災資機材とは、ライフジャケットやゴムボートのことをいう。

（2）防災訓練実施事業

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
報償費	防災訓練にかかる謝礼金	10/10 (千円未満切り捨て)	10,000 円 各年度4回まで
需用費	防災訓練にかかる食糧費、消耗品代、印刷製本代		

役務費	防災訓練にかかる保険料、		
使用料	防災訓練にかかる会場借上料、器械類等の借上料		

備考
ア 対象となる防災訓練 - i 初期消火訓練 バケツリレーや消火器、消火ポンプ等を用いた初期の消火訓練をいう。 - ii 避難誘導訓練 地域住民を避難場所へ誘導したのち、点呼や避難者名簿の作成などを行い、安否確認を行う訓練をいう。 - iii 図上訓練 地図を用いて地域の危険箇所、避難経路、避難場所について検討する訓練をいう。 - iv 避難所開設運営訓練 避難所の開設・運営を行う訓練をいう。 - v 救出救命訓練 倒壊物やガレキ等の下敷きになった人の救出方法や応急手当の方法を習得する訓練をいう。 - vi 水害対策訓練 土のうの作り方や水門の操作、排水ポンプの使用方法を習得する訓練をいう。 - vii 防災士による防災講座 防災士資格を有する防災士による防災講座をいう。 - viii 消防局出前講座 富山市消防局による出前講座をいう。 - ix その他訓練 その他市長が必要と認める訓練をいう。 イ 注意事項 - i 同一日時・同一場所にて合同で実施する防災訓練については、町内単位の自主防災組織が補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織の交付申請を認めない。 - ii 同一日時・同一場所にて合同で実施する防災訓練については、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、町内単位の自主防災組織からの交付申請を認めない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（防災資機材整備事業）

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年度において富山市自主防災組織活動事業を実施したいので、富山市自主防災組織活動事業補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 見積書の写し
- 4 防災資機材の保管場所の地図

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業計画書（防災資機材整備事業）

事業の目的		
購入予定資機材 の必要性	品目	使用目的

整備計画

	1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目 (年度)
品目					
補助 申請額					

様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書（防災資機材整備事業）

1. 収入の部

（単位：円）

科目	予算額
合計	

2. 支出の部

（単位：円）

品目	数量	単価	予算額	
				うち補助対象額
合計				

様式第4号（第5条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（防災訓練実施事業）

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年度において富山市自主防災組織活動事業を実施したいので、富山市自主防災組織活動事業補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 訓練写真

様式第5号（第5条関係）

事業実績書（防災訓練実施事業）

訓練実施日時	年 月 日
訓練実施場所	
訓練内容	
訓練実施効果	
備考	

様式第 6 号（第 5 条関係）

収 支 決 算 書（防災訓練実施事業）

1. 収入の部

（単位：円）

科目	決算額
合計	

2. 支出の部

（単位：円）

科目・品目	数量	決算額	
			うち補助対象額
合計			

様式第7号（第6条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで交付申請のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項の規定により次のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

補助金額 金 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第8号（第6条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので、通知します。

記

補助金交付決定額及び確定額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第9号（第7条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金について、富山市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、申請を取り下げます。

記

取下げの理由

様式第10号（第8条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金について、次のとおり事業計画等を変更したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更理由及び内容

2 当初交付決定額	金	円（ 年 月 日付）
変更前交付決定額	金	円
変更後交付申請額	金	円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金変更交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第 1 1 条第 2 項の規定により、 年 月 日付け富山市指令 第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額 金 円

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金状況報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金について、富山市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 補助事業の収支状況

様式第 13 号（第 10 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のありました
年度富山市自主防災組織活動事業補助金について、富山市補助金等交付規則第 12 条
の規定により、事業の実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 領収証等の写し
- 4 防災資機材の写真

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

事 業 実 績 書（防災資機材整備事業）

事業効果	
備考	

様式第 15 号（第 10 条関係）

収 支 決 算 書（防災資機材整備事業）

1. 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額
合計		

2. 支出の部

（単位：円）

品目	数量	単価	予算額		決算額	
				うち補助 対象額		うち補助 対象額
合計						

様式第 16 号（第 12 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した 年度富山市自主防災組織活動事業補助金については、富山市補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額 金 円

様式第 17 号（第 13 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金取消決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで交付申請のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金については、富山市補助金等交付規則第 15 条第 1 項第 号の規定により、年 月 日付け富山市指令 第 号の補助金額 円の交付の決定を取消ししましたので通知します。

記

取消理由

様式第18号（第14条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金返還命令書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した 年度富山市自主防災組織活動事業補助金については、富山市補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金返還額 金 円
- 3 返還方法 別添の納入通知書により、指定の金融機関で支払ってください。
- 4 返還期限 年 月 日

様式第 19 号（第 15 条関係）

年度富山市自主防災組織活動事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者

代表者住所

組 織 名

氏 名 隊長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のありました 年度富山市自主防災組織活動事業補助金により取得した財産について処分したいので、富山市補助金等交付規則第 18 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 処分の内容

（１）処分する財産の名称、取得年月日及び取得価格

（２）処分の内容（有償の場合、処分価格も記載すること。）及び処分予定日

（３）処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由